

10 相次ぐ拡張事業

第一水道拡張事業は、東京水道の施設能力を創設水道のほぼ2倍に相当する日量48万立方メートルに増強しようとするものでした。しかし、東京の急激な発展や1人当たりの水使用量の増加等によって給水需要は増加の一途をたどり、第一水道拡張事業の完了（昭和11年度）を待たずに新たな拡張事業が計画されることとなりました。

昭和2（1927）年10月、新たな拡張事業を調査審議するため、市長の諮問機関として東京市臨時水道拡張調査会が設置されます。調査会は、利根川・江戸川、荒川、相模川を水源とする拡張案を順次調査検討しましたが、いずれも水利権との関連等から不調に終わり、最終的に多摩川を水源とする拡張案がまとめられました。

この拡張計画は、小河内貯水池及び東村山浄水場の建設を主体とし、日量42万5千立方メートルの施設能力増強を図る第二水道拡張事業として、昭和7（1932）年7月13日、市会の議決を経ました。翌8月末までに、関係法令に基づく認可申請も済ませ順調に推移するかに見えてましたが、多摩川下流で農業用水を取水している稲毛川崎二ヶ領普通水利組合の異議により認可が大幅に遅れ、昭和11（1936）年7月に至ってようやく関係法令に基づく認可がそろいました。

一方、小河内貯水池の建設によって水没する小河内、丹波山、小菅の各村民は、昭和6（1931）年6月に計画が発表されると当初は建設に反対しましたが、やがて東京市民のためということで協力の立場にたちました。そして近々開始されるであろう土地売却、移転に備えて農作業などの生活の段取りを取っていました。しかし、二ヶ領用水の問題で事業は一向に進展しないまま数年を経過したので、土地は荒廃し、生活にも困窮する事態となりました。このため、村民は関係機関に何度となく陳情を繰り返し、事業の早期開始を必死の思いで訴えました。

昭和11年に拡張事業が開始されると、市と関係者との間で移転補償、用地買収の交

涉が始まりましたが、なかなか合意に達せず、用地問題が解決したのは昭和 13（1938）年 6 月でした。こうして、この年の 11 月 12 日小河内貯水池の起工式を行うことができました。

第二水道拡張事業は、20 年にもわたる長期計画であり、しかも事業開始が遅れていることなどから、その間の応急措置として、金町浄水場、砧下浄水場の増強により日量 27 万 6 千立方メートルを確保しようとする水道応急拡張工事が、昭和 11（1936）年 8 月に着工されました。また、既存の施設を改善して、少しでも給水量を増加させようとする配水施設拡張工事が、昭和 13（1938）年 3 月に着工されました。

さらに、第二水道拡張事業が計画どおり完成したとしても東京市の安定給水確保は困難であるとして、新たな水源を調査するため市長の諮問委員会として水道水源調査委員会が昭和 12（1937）年 4 月に設置されました。委員会は、関東周辺のあらゆる水源を調査検討し、昭和 15（1940）年 10 月、利根川を水源とする第三水道拡張計画案を答申します。第三水道拡張事業は、日量 156 万 7 千立方メートルの給水を目標とし、13 ヶ年の継続事業として昭和 16（1941）年 3 月に市会の議決を経て、5 月には所定の認可申請を行いました。

この他、相模川を水源とする川崎市の余剰水の分水を受け、給水不足の著しい城南方面の給水を強化しようとする城南配水補給施設事業が、昭和 19（1944）年 1 月に認可されました。

このように、昭和に入って拡張事業が相次いで計画、実施されました。しかし、昭和 12（1937）年 7 月に始まった日中戦争、昭和 16（1941）年 12 月に突入した太平洋戦争により事業は次第に厳しい局面に直面し、昭和 18（1943）年以降、第二水道拡張事業、応急拡張事業、配水施設拡張事業はいずれも中止を余儀なくされ、第三水道拡張事業は認可を受けないまま、城南配水補給施設事業は着工に至らないまま終戦をむかえました。